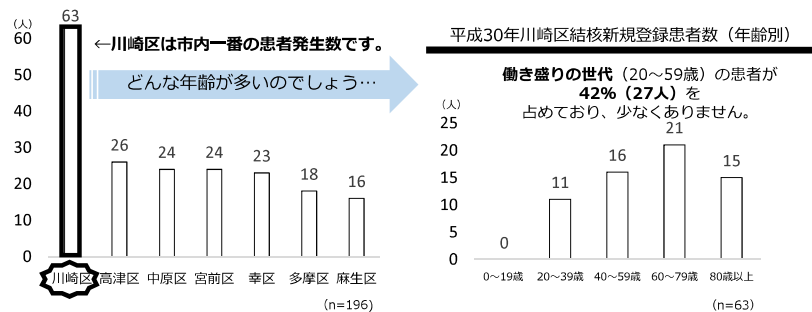


結核

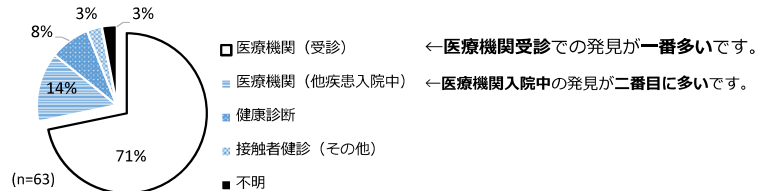
川崎区の状況についてお知らせします

①平成30年川崎市結核新登録患者数

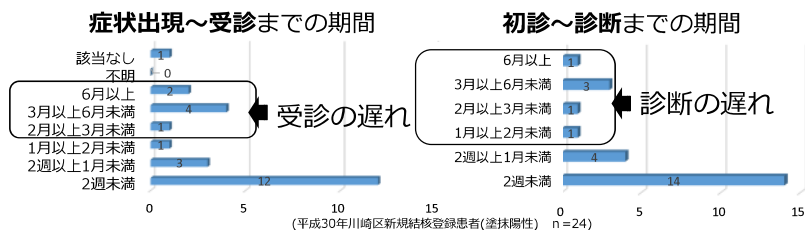
平成30年結核新登録患者とは
平成30年中に届け出のあった肺結核及び肺外結核の患者



②平成30年川崎区新規登録結核患者の発見方法



③医療機関で発見された塗抹陽性患者の、初診・診断までの期間



＜発見の遅れの定義＞ 以下のように定義されています。
「受診の遅れ」とは症状発現から受診までの期間が**2か月以上**
「診断の遅れ」とは初診から結核の診断までの期間が**1か月以上**
「平成30年改訂版感染症法における結核対策」公益財団法人結核予防会発行 より

川崎市の 事例紹介

川崎市内ではこのような事例もありました。

事例① 医療従事者からの感染

平成30年8月、市内在住の医療従事者が結核と診断され、接触者健診を実施した結果、**発病者3人と感染者16人**を確認しました。

その後疫学調査の結果及び初発患者と発病者1名の結核遺伝子型が一致したことから、集団感染事例として厚生労働省に報告しました。接触者健診対象者は257人でした。

＜感染拡大の主な原因は**診断の遅れ**＞

初発患者は、喉の違和感と咳で医療機関を受診してから、不定期に受診を継続し、肺結核と診断されるまで**初診から9か月かかりました**。

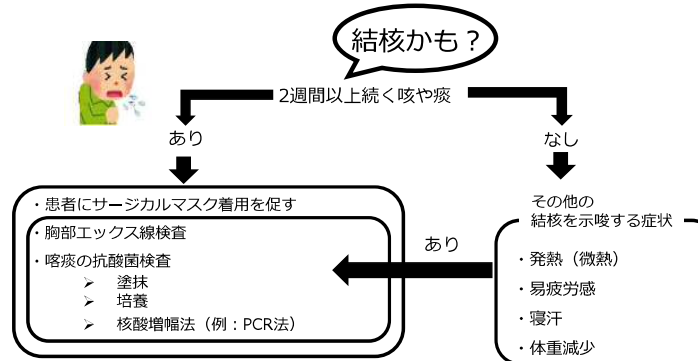
事例② 受診の遅れによる感染拡大

市内在住の40歳代男性が肺結核と診断され、接触者健診を実施した結果、**発病者2人と感染者9人**を確認しました。疫学調査の結果及び初発患者と発病者1名の結核菌遺伝子型が一致したことから、集団感染事例として厚生労働省に報告しました。接触者健診対象者は、36人でした。

＜感染拡大の主な原因は**受診の遅れ**＞

初発患者は咳嗽が出現してから、全身状態が悪化し**医療機関を受診するまで3年かかっています**。理由は経済的理由と、感冒とみなした患者の判断によるものでした。

2週間以上続く咳や痰の患者さんが受診したら、結核も鑑別診断のひとつにお入れください。



ご不明な点はこちらまでご連絡ください

編集・発行
川崎市役所地域みまもり支援センター
衛生課感染症対策係
電話 (044) 201-3204